

【対象となる企業の基準】

横浜市で実施する「横浜市就職サポートセンター」は、雇用対策法 第5条（地方公共団体の施策）及び第31条（国と地方公共団体との連携）に定められているように、国の施策と密接に連携し、地域の実情に即した雇用対策を展開しています。

そのため、インターンシップ受入等の範囲を、次のように規定しています。

また、横浜市の各種施策・方針に反するような業種・インターンシップは取り扱いませんので、あらかじめご承知おきください。

1 対象となる法人等

◎横浜市内に本社がある事業者または横浜市内に主たる事業所がある事業者で、所管の税務部署に法人設立・開設の届出を提出している事業者

※ただし、2に該当する法人等は対象外とします。

2 対象外となる法人等

（1）法令等に基づく必要な許可等を受けることなく営業を行う者

（2）次の税金を滞納している者

ア．横浜市税（市民税（特別徴収分、普通徴収分）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、事業所税）

イ．消費税及び地方消費税

（3）民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者

（4）その他各種法令に違反する事業・事業者

（5）行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者

3 その他

「横浜市就職サポートセンター」は、法の趣旨に則り、横浜市が実施する就職支援事業です。そのため、地方公共団体たる横浜市が実施する各種施策・方針に反するような業種・インターンシップは取り扱いできません。ここでいう各種施策・方針とは、経済・労働関係だけではなく、消費者保護、青少年の健全育成、医療安全など、広く横浜市の施策全般を含みます。